

## 『ソーシャルビジネス向けの融資を受けたい』 ソーシャルビジネス支援資金

地域や社会が抱える課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫(国民生活事業)が融資を行います。

### 対象となる方

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) (1)以外の方であって、次のいずれかに該当する方
  - ① 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
  - ② 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方

### 支援内容

#### ■ 貸付限度額

7,200万円(うち運転資金 4,800万円)  
※各種貸付制度とは別枠

#### ■ 貸付利率

基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。

- ① 以下のいずれかに該当する方は、基準利率-0.65%。
    - イ) 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方
    - ロ) 過疎地域において社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
  - ② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率-0.4%。
    - イ) 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人を含む。)
    - ロ) 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
- ※基準利率(令和4年6月1日時点。)  
国民生活事業 2.01~2.70%

#### ■ 貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)  
運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

#### ■ 保証条件

一定の要件を満たす方は、経営者保証を不要とする融資制度をご利用いただけます。  
※特定非営利活動法人の方については、0.1%、その他の方については、0.2%の利率が上乘せとなります。

### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
事業資金相談ダイヤル  
電話:0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫  
電話:098-941-1795

## 『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』

## 中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

## 対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

## 支援内容

## (1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

① 建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

## ② 建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度で以下の助成金があります。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

- \* トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)
- \* 人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等普及促進コース、若年者および女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)、作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))
- \* 人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース)

## ③ 雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理にあたり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

## ■ 研修内容

## ○ 基礎講習

労働者の雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得や向上を目的とした研修です。

## ○ コミュニケーションスキル等向上コース

若年労働者の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、熟練労働者が若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等の習得や向上を目的とした研修です。

■ 対象: 建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

#### ■費用(受講料・テキスト代): 無料

#### ④働き方改革推進支援センターの設置による支援

47 都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」で、事業主に対し、処遇改善、長時間労働の是正、賃金引上げ、人手不足への対応などに関する技術的な支援相談をワンストップで実施します。

#### (2)金融の円滑化

##### ○下請セーフティネット債務保証事業および地域建設業経営強化融資制度

資金調達の円滑化を図るため、元請建設企業が公共工事等の請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする事業です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたっての金融機関からの借り入れに対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

なお、本事業は、令和 8 年 3 月末までの事業となっています。

##### ○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の債権保全を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等をファクタリング会社が保証します。本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行います。

なお、本事業は、令和 5 年 3 月末までの事業となっています。

#### お問い合わせ先

##### (1)人材確保・育成 に向けた施策の実施

###### ①建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」



URL: <http://genba-go.jp/>

###### ②、④各都道府県労働局



労働局 URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

③厚生労働省職業安定局雇用開発企画課部建設・港湾対策室

電話:03-5253-1111(内線 5804)

(2) 金融の円滑化

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

電話:03-5253-8111(内線 24824)

一般財団法人建設業振興基金



<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html>

## 『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい』 農林水産関連企業等に対する金融措置による支援

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

### 対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

### 支援内容

(1) 関税の引下げ等により影響を被る農産加工業者(特定農産加工業者)の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での支援措置を講じます。

(2) 中山間地域における農林漁業の総合的な振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品・新技術の研究開発等を行うのに必要な資金および中山間地域内において農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金等を融資します。

(3) 需要の増進を図ることが特に必要な農林畜水産物(特定農林畜水産物)の新規の用途または加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に対し、必要な施設の改良、造成または取得等するための資金を融資します。

(4) 近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

(5) 林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金(林業・木材産業改善資金)を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産および流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金(木材産業等高度化推進資金)を融資します。

(6) 動植物性残さを原料または材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵または回収のための施設および関連施設の改良、造成または取得に必要な資金を融資します。

(7) 農業および農業生産関連事業の健全な発展を図るため、農業競争力強化支援法に基づいて行う、施設の改良、造成または取得、株式の取得などの事業再編の実施に必要な資金(農業競争力強化支援資金)を融資します。

## お問い合わせ先

- (1) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課  
電話:03-6744-2060
- (2) 農林水産省 農村振興局 地域振興課  
電話:03-6744-2498
- (3) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ  
電話:03-6744-7181
- (4) 水産庁 漁政部 加工流通課  
電話:03-6744-2349
- (5) 林野庁 林政部 企画課  
電話:03-3502-8037
- (6) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課  
電話:03-6744-2066
- (7) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課  
電話:03-3502-8245

## 『食品関連企業に対する助成措置を知りたい①』 食品等流通合理化支援策

食品関連事業者が品質の高い生鮮食品や加工品を消費者に提供するために必要な施設の整備を行う場合に、融資等の支援を受けることができます。

### 対象となる方

食品等製造業者、食品等販売業者、乳業者 等

### 支援内容

- (1) 日本政策金融公庫が、食品等製造業者と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。  
(食品流通改善資金のうち生製提携型施設: **金利 0.35%~0.55%**(令和4年7月19日現在))
- (2) 日本政策金融公庫が、食品等販売業者(卸・小売・飲食業者)と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。  
(食品流通改善資金のうち生販提携型施設: **金利 0.35%~0.55%**(令和4年7月19日現在))
- (3) 乳業の再編・合理化による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

### お問い合わせ先

- (1)・(2) 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505
- (3) 農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課 電話:03-3502-5987

## 『食品関連企業に対する助成措置を知りたい②』 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品製造事業者が HACCP 導入を含む食品の衛生・品質管理体制を強化するために必要な施設・設備の整備を行う場合に、融資の支援を受けることができます。

### 対象となる方

食品の製造・加工を行う中小企業者（資本金3億円以下又は従業員 300 人以下等）

### 支援内容

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 支援法）に基づき、  
 ・HACCP 導入のための施設・設備の整備  
 ・HACCP に取り組むための基盤となる一般衛生管理や、品質管理等に係る施設・体制の整備（高度化基盤整備）に対して融資します（食品産業品質管理高度化促進資金）。

**貸付限度額** 貸付を受けるものの負担する額の 80%に相当する額又は 20 億円のいずれか低い額

**償還期限（据置期間を含む）** 10 年超 15 年以内

**貸付利率** 高度化・高度化基盤整備施設 2.7 億円まで 0.22%～0.35%、その他 0.37%～0.50%（令和 4 年 2 月 21 日時点）

※資金の使い途によって貸付金額・利率が異なります。詳しくは日本政策金融公庫におたずねください。

### ご利用方法

高度化計画又は高度化基盤整備計画を作成し、指定認定機関の計画認定を受けた後、日本政策金融公庫の審査を経て、融資を受けることができます。

※指定認定機関の計画認定には、認定手数料がかかります。



お問い合わせ先 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 食品企業行動室  
 電話：03-3502-5743



※株式会社日本政策金融公庫のお問い合わせ先 （日本政策金融公庫 HP）

※指定認定機関のお問い合わせ先 

## 『飲食店営業、クリーニング、理容・美容、旅館等、生活衛生関係営業者に対する支援』 生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

### 対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業(すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交)、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業および氷雪販売業を営む事業者

### 支援内容

#### (1) 相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

#### (2) 融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの融資制度(生活衛生資金貸付)を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

<貸付制度の例>

#### 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経融資)

##### ○貸付対象者

常時使用する従業員の数が5人以下(旅館業および興行場営業は20人以下)の生活衛生関係営業者

##### ○貸付限度額

2,000万円

##### ○貸付金利

年1.21%(令和4年8月1日現在)

※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

##### ○貸付期間

設備資金10年以内、運転資金7年以内

##### ○据置期間

設備資金2年以内、運転資金1年以内

##### ○担保等

無担保・無保証人

※この貸付制度を利用しようとする場合は、生活衛生関係営業者の属する業種の生活衛生同業組合(組合が未結成の場合には、都道府県生活衛生営業指導センターまたは都道府県生活衛生営業指導センターの指定する組合)からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員または経営指導員の指導・審査および②生活衛生同業組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

## 振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合または生活衛生同業小組合の組合員の方が設備資金や運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生活衛生同業組合から確認を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

### ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

#### お問い合わせ先

厚生労働省  
医薬・生活衛生局生活衛生課管理係  
電話:03-5253-1111(内線 2434)  
日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)  
事業資金相談ダイヤル  
電話:0120-154-505